

## 福島海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下この条において「法」という。）第139条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員候補者の推薦の求め及び募集並びに同条第2項に規定する推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）の評価について、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦又は募集の区分)

第2条 福島海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の推薦を求め、又は委員になろうとする者の募集をする区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 法人又は団体（定款、規約等を定めている団体に限る。）からの推薦
- (3) 個人の応募

2 前項の(2)において、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し、県から依頼するものとする。

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 委員候補者として推薦を受ける者及び委員の募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、福島海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、任命予定日において、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 漁業者委員又は漁業従事者委員

福島海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者（法人の代表を含む）又は漁業従事者（漁業者のために行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものに限る。）

- (2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

- (3) 中立委員

福島海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

(推薦手続)

第4条 第2条第1項第2号に規定する推薦を行うことのできる者は、当該法人又は団体の代表者若しくは管理人とする。

2 福島県議会又は福島県議会議員は、委員の推薦を行うことはできない。

第5条 委員候補者を推薦しようとする者は、規則第44条各号に掲げる事項を記載した別に定める推薦申込書を知事に提出しなければならない。

(応募手続)

第6条 委員に応募しようとする者は、規則第44条第3号から第6号までに掲げる事項を記載した別に定める応募申込書を福島県知事に提出しなければならない。

(周知の方法)

第7条 委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 福島県のホームページへの掲載

(2) その他知事が必要と認める方法

(委員候補者の公表)

第8条 委員候補者に関する情報の公表は、福島県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(評価委員会)

第9条 委員候補者の委員としての識見等について評価を行うため、福島海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、福島県知事が別に定める者をもって組織する。

3 評価委員会は、推薦申込書及び応募申込書に記載された事項並びに面接その他適当と認める方法によりその候補者を評価した上で、知事に報告するものとする。

4 評価委員会の庶務は、福島県農林水産部水産課において処理する。

5 評価委員会の運営に関し必要な事項は、福島県知事が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員の推薦の求め及び募集並びに委員候補者の評価に関し必要な事項は、福島県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。